

指定就労継続支援B型事業所の総量規制及び公募制の導入について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）については、近年、本市内の事業所数が急増しており、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024－2029）」（以下「プラン」という。）において想定する必要見込み量を供給量が上回っている状況にあります。

このことは、障害のある人の就労や社会参加の機会の促進に寄与している一方で、事業所間での利用者確保の競争の激化や、供給過多による障害福祉サービス全体の担い手不足への影響といった課題の一因となっています。

このため、サービスの必要見込み量を供給量が上回る場合に新規の事業者指定を行わない、法に基づく「総量規制」及び指定に当たっての「公募制」を導入いたしますので、ご報告します。

（参考）B型事業所の供給量（令和7年4月1日時点）と必要見込み量（人日／月）

供給量	必要見込み量				
	R7	R8	R9	R10	R11
94,608	80,308	83,027	85,746	88,465	91,184

1 総量規制及び公募制の実施方法

(1) 総量規制

ア 考え方

プランに定める年度ごとのサービスの必要見込み量に対して、前年度4月1日時点の供給量が上回っているとき、当該年度の新規の事業者指定及び定員増を規制します。

なお、規制の単位については、B型事業所は障害程度が軽度から重度まで多様な人が利用されていることから、ある程度は行政区を超えて広域的な利用がある一方、多くの事業所が送迎サービスを実施していない中で、移動範囲に一定の制約がある人の利用も想定されます。このため、市内全域単位での規制は利用者のニーズと合わないため、市内5つの障害保健福祉圏域（以下「圏域※」）という。）単位で総量規制の実施を判断することとします。

※ 北部圏域（北区、左京区）、中部圏域（上京区、中京区、下京区、南区）

東部圏域（東山区、山科区、醍醐支所）、西部圏域（右京区、西京区、洛西支所）、南部圏域（伏見区、深草支所）

イ 実施の判断方法

圏域単位での必要見込み量の算出は、利用者ニーズを反映するため、プランに定める規制対象年度の市内全域のサービス必要見込み量を、事業所が所在する圏域ごとの利用実績（前々年度3月分）で按分して算出します。

供給量は規制対象年度の前年度当初時点での事業所の定員数×プランで想定する利用日数（18日）で算出し、供給量が必要見込み量を上回る場合に、原則として、当該圏域での新規の事業者指定及び定員増等を制限します（別紙参照）。

ウ 例外的に指定を行う場合

生産活動収支が賃金総額を下回るために経営改善計画書を提出している指定就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）については、利用者の居場所確保等の観点から、令和7年10月31日以前から運営している事業所に限り、総量規制中であっても例外的にB型事業所への転換を認めることとします。

なお、A型事業所は必要見込み量を供給量が下回っているため、転換を認めるにあたって、一定の条件を付すこととし、今後、その詳細等を検討してまいります。

(2) 公募制の導入

ア 公募対象

前年度4月1日時点の供給量が、当該年度のサービス必要見込み量を下回る圏域について、その差分の範囲で募集定数を定め、年1回公募を行います。新規の事業者指定の他、既存事業所の定員増や他圏域からの移転等、当該圏域における定員増加要素の全てを対象とします。

なお、いずれの圏域においても、現時点でサービス必要見込み量を供給量が上回っているため、令和8年度向けの公募は実施しません。今後毎年度、規制対象圏域を確認のうえ公募の実施を判断します。

イ 選定基準

選定に当たっては、プランにおいて整備を推進する生活介護事業所の併設事業所を優先することや、法令の人員基準を満たしていることを前提に、より多くの人員体制を確保していることやこれまでの事業実績等を考慮し、より質の高い支援を提供することができる事業者を評価する等、効果的な事業者指定となる基準を検討します。

また、事業者選定に当たっては、京都市障害者施策推進審議会に新たに事業者選定部会（仮称）を設置し、有識者の下での公平公正な審査を行うこととします。

2 事業所の質の向上の取組

既存の事業所における支援の質の向上が必要と考えており、適正運営及び支援の質の向上に係る運営指導の充実や、支援に関する相談業務等の取組強化を検討します。

3 今後のスケジュール

(1) 令和7年度

令和7年 9月下旬 総量規制の実施について周知開始
10月31日 通常の指定に関する事前相談終了

→ 上記期日までに事前相談済みの案件については、令和8年6月末までに新規指定に係る不備のない書類の提出を完了し、同年9月1日までに指定完了するものとする。

(2) 令和8年度以降（以下の手順を毎年度実施）

令和8年 8月 京都市障害者施策推進審議会
(事業者選定部会（仮称）の設置)
9月 京都市障害者施策推進審議会事業者選定部会（仮称）
10月中旬 令和9年度の規制対象圏域を公表
(公募する場合) 公募要領公表、公募受付開始
12月中旬 (公募する場合) 公募締切
令和9年 2月下旬 (公募する場合) 指定候補者選定・通知
4月以降 (公募する場合) 事業者指定

◆就労継続支援B型事業所の供給量と障害福祉計画に定める必要量との比較

(別紙)

○ 事業所数等(令和7年4月1日時点)

	事業所数	定員数(A)	供給量 (A) × 18
就労継続支援B型	249	5,256	94,608

※B型のプランにおける利用日数見込み18日

○ 圏域ごとの供給量と必要量の比較(令和7年4月1日時点)

圏域ごとの必要量と供給量は毎年度算定するため、
本数値は現時点において参考値

	サービス供給量・利用実績		令和6年度 計画値との比較		令和7年度 計画値との比較		令和8年度 計画値との比較		令和9年度 計画値との比較		令和10年度 計画値との比較		令和11年度 計画値との比較	
	圏域ごとの 利用日数見込 による供給量 A	圏域ごとの 利用実績 B	必要量 C	供給量 残り受入数 C-A	必要量	供給量 残り受入数	必要量	供給量 残り受入数	必要量	供給量 残り受入数	必要量	供給量 残り受入数	必要量	供給量 残り受入数
北部圏域 (北、左京)	14,652	12,008	11,683	-2,969	12,092	-2,560	12,502	-2,150	12,911	-1,741	13,321	-1,331	13,730	-922
中部圏域 (上京、中京、下 京、南)	31,932	29,052	28,265	-3,667	29,256	-2,676	30,247	-1,685	31,237	-695	32,228	296	33,218	1,286
東部圏域 (東山、山科、醍 醐)	15,930	13,356	12,994	-2,936	13,450	-2,480	13,905	-2,025	14,361	-1,569	14,816	-1,114	15,271	-659
西部圏域 (右京、西京、洛 西)	16,038	11,331	11,024	-5,014	11,411	-4,627	11,797	-4,241	12,183	-3,855	12,570	-3,468	12,956	-3,082
南部圏域 (伏見、深草)	16,056	14,001	13,622	-2,434	14,099	-1,957	14,577	-1,479	15,054	-1,002	15,531	-525	16,009	-47
市内利用合計	94,608	79,748	77,588	-17,020	80,308	-14,300	83,027	-11,581	85,746	-8,862	88,465	-6,143	91,184	-3,424
市外		5,758												
合計	94,608	85,506	77,588	-17,020	80,308	-14,300	83,027	-11,581	85,746	-8,862	88,465	-6,143	91,184	-3,424

※人数は全て「人日／月」